

# 要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成27年11月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 岡 下 勝 彦  
(高 松 市 議 会 議 長)

全国市議会議長会地方行政委員会  
委員長 宮 西 健 吉  
(小 松 市 議 会 議 長)



## 目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	地方創生の推進について	3
3	地方議会の機能強化等について	5
4	消防防災体制の充実強化について	7
5	過疎地域の自立促進について	9
6	合併市町村に対する支援の拡充について	10
7	国政選挙に係る執行経費の確保について	11
8	社会保障・税番号制度導入に係る財政措置の拡充 及び制度周知等について	12
9	基地対策関係予算の確保等について	13
10	治安対策の強化等について	15
11	北方領土返還について	16
12	竹島の領有権確立について	17
13	日米地位協定の抜本的な改定について	18
14	人権救済制度の確立について	19



# 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、平成5年の衆議院及び参議院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を超え、第1次・第2次地方分権改革により、機関委任事務制度の廃止や国庫補助負担金の改革、国から地方への権限移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどにおいて、一定の成果があった。

また、昨年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、地方から多くの積極的な提案が提出されたところである。

これらの提案事項を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次地方分権一括法)」は、本年6月に成立し、農地転用許可権限の地方への移譲をはじめとした事務・権限の移譲が実現した。

本年の提案募集については、3月から募集が開始され、334件の提案が提出されたところであり、現在、政府において12月の対応方針の決定に向けて検討が行われている。

このように地方分権改革は着実に進展してきたが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

今後の地方分権改革においても、地域が自主的・自立的な取組を行うことができるよう、更なる義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への更なる権限移譲を行うこと。

また、「提案募集方式」については、基礎自治体の意見を十分踏まえ、提案事項の実現を図ること。

なお、提案事項のうち、議会の議決事項から一部除外を求める提案については、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すること。

### 2 国の出先機関改革

国の出先機関改革については、事務・権限の必要性を精査したうえで、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

### **3 国と地方の協議の場における実効性のある運営**

法制化された「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

## 2 地方創生の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

このようなことから、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来にわたり1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

#### 2 包括的な交付金の創設

上記に加え、地方の創意工夫により、地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、既存の補助金の単なる振替によることなく、縦割りの個別補助ではない包括的なものとし、地方が先行して取り組んでいる施策についても対象とするなど、その内容や規模について、地方の意見等を十分踏まえ、更なる検討を進めること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

#### 3 地方への分散を促進する誘導的な施策の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、誘導的な施策を積極的に推進すること。

#### 4 地方分権改革の一層の促進等

今後とも、地方創生の推進に当たっては、地方の意見の反映に努め、法令や制度等について柔軟に見直すなど地方分権改革を一層促進するとともに、

地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう、議会の機能強化に努めること。

### 3 地方議会の機能強化等について

地方分権改革の進展により地方自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことと伴い、二元代表制の下で住民の代表機関として執行機関の監視、団体意思の決定及び政策形成などの機能を有する地方議会の役割は一層重要性を増している。

このような中、昨年5月に発足した第31次地方制度調査会においては、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、地方議会制度を含む地方公共団体のガバナンスのあり方が調査審議されているところである。

今後の地方分権時代において、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮するためには、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により機能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 更なる地方議会の機能強化

更なる地方議会の機能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 決算不認定の場合の首長の対応措置を規定すること。
- (6) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

##### 2 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るために、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

### **3 地方議会議員の被用者年金制度への加入**

地方議会議員が、安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、地方議会議員についても、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入の実現を図ること。

## 4 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るために、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

#### 2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防救急無線のデジタル化事業は平成28年5月に完了するが、消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねないことから、必要な経費を適切に措置すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル方式への移行に対しても、財政支援措置を充実強化すること。

#### 3 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の体制強化に向け、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政支援措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

#### **4 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化**

平成25年4月に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえた消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政支援措置を充実強化すること。

## 5 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり、議員立法として制定された過疎法のもと、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、昨年3月には、新たな要件を満たす市町村の追加や、過疎対策事業債の対象拡充を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が成立したところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、生活・生産基盤の弱体化が進むなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

#### 2 税制の抜本的改革に当たっての過疎地域への配慮

税制を抜本的に改革する際には、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

## 6 合併市町村に対する支援の拡充について

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、平成22年3月末で一区切りとされたところである。

合併市町村は、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題を抱えていることから、更なる支援措置の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後、建設需要の増大に伴う建設資材の高騰、技術者の不足等により、建設事業年度の延長が懸念されることから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、東日本大震災の被災市町村以外の合併市町村の合併特例債の発行期限を被災した合併市町村と同様の期間に延長すること。
- (4) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講じること。

## 7 国政選挙に係る執行経費の確保について

国政選挙に係る経費については、公職選挙法及び地方財政法の規定により国の負担とされ、地方自治体は経費を負担する義務を負わないこととされている。

国が負担する経費の基準については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により、投票所経費、開票所経費等の経費の種類ごとに基準額が定められているが、平成19年及び25年に基準額が減額されたところである。

そのため、各地方自治体では、選挙事務の見直しを行い、事務の効率化及び経費の縮減に努めているところであるが、現在の基準額では、多くの地方自治体で選挙の執行経費を賄いきれない状況が生じており、今後、選挙事務に必要な人員や資材の確保が困難となり、有権者の利便性の低下を招くとともに、選挙の適正な執行管理に支障を来たすことが懸念される。

よって、国においては、地方自治体が国政選挙を公正かつ適正に執行するために適正な基準額の設定を行い、必要な執行経費を確保されるよう強く要望する。

## **8　社会保障・税番号制度導入に係る 財政措置の拡充及び制度周知等について**

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

今後、平成27年10月から個人番号の通知が開始されており、平成28年1月からは個人番号カードの交付と制度の運用が開始されることになるが、制度導入には万全を期す必要がある。

特に、制度導入に伴う情報システムの整備に係る経費については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助することとされているため、実際に要する経費と補助金額に開きがあることから、地方自治体に費用負担が生じないようにする必要がある。

また、制度が十分に国民に浸透しているとは言えない状況にあるとともに、日本年金機構の個人情報流失を受けて制度への不安が出ていることから、更なる制度の周知徹底と安全性や信頼性についての十分な説明が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### **記**

#### **1　情報システム整備に係る財政措置の拡充**

団体内統合利用番号連携サーバーの構築費用をはじめ制度導入に伴う情報システムの整備に係る経費については、地方自治体の超過負担が生じないよう財政措置を拡充すること。

#### **2　制度の周知徹底等**

円滑な制度導入に向け、国民に対して制度導入の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図ること。

また、セキュリティ対策について改めて総点検し、制度の安全性や信頼性を国民に丁寧かつ十分に説明すること。

## 9 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要に鑑み、今後は、基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

#### 2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることを鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

#### 3 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、

国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

## 10 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

#### 2 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

## 11 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は日本国民の悲願である。

また、今後、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

今年は、北方四島が占拠され70年となる歴史の節目に当たる。しかし、これまで日ロ間交渉による様々な合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

こうした中、平成25年4月の総理大臣公式訪ロ以降、日ロ間において様々なレベルでの政治対話が活発に行われ、平和条約締結に向けた具体的交渉を加速することに合意されたが、その後、ウクライナ問題に起因し、国際情勢は極めて複雑な様相を呈しているものの、ロシア大統領訪日の実現に向けた調整が進められるとの報道もされていることから、今後の北方領土問題の具体的進展に向けた動きが注視されるところである。

このような状況を踏まえ、返還要求運動については、国内外の喚起を図るため、これまでの取組を検証し、戦後最大の懸案事項として、より効果的な国民総意の運動へと展開していくことが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、積極的な対ロ外交交渉を展開するとともに、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求運動の後継者育成等に取り組むこと。

#### 2 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

## 12 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

平成24年8月、政府は、竹島の領有権問題に関し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなど、毅然とした対応を取ったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して引き続き毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

## 13　日米地位協定の抜本的な改定について

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に関係自治体や議会は強く抗議し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るために、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。

## 14 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。





